

# 諸外国の憲法事情 3

中 国  
韓 国  
インドネシア  
オーストラリア  
ニュージーランド  
付・台 湾

2003年12月

国立国会図書館  
調査及び立法考査局

## は し が き

平成12年1月に発足した両議院の憲法調査会は、間もなく発足から4年が経過し、「概ね5年を目途」とされる調査期間も1年を残すのみとなった。

国立国会図書館においては、両議院の憲法調査会設置をうけて、平成13年4月、調査及び立法考査局政治議会課憲法室を新設し、調査体制を整えた。

同室では、我が国憲法と諸外国憲法の比較検討に資することを目的として、平成13年4月、調査資料『諸外国の憲法事情（アメリカ合衆国、英国、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ）』を、続いて、平成14年7月、『諸外国の憲法事情 2（スペイン、オランダ、ベルギー、オーストリア、アイルランド、欧州連合）』を刊行した。今回その続編として刊行する資料は、昨年度一年間の調査に基づくものである。調査対象は、アジア・太平洋諸国とした。

執筆分担は、オーストラリア（山田邦夫・憲法室主査）、ニュージーランド（矢部明宏・憲法室長）、付・台湾（山岡規雄・憲法室副主査）とし、中国、韓国、インドネシアについては、それぞれ、土屋英雄・筑波大学社会科学系教授、関炳老・全南大学講師、島田弦・日本学術振興会特別研究員（名古屋大学大学院法学研究科）に執筆を依頼した。

この資料が、両議院の憲法調査会における議論をより一層深めるための参考資料となれば幸いである。

平成15年12月

調査及び立法考査局長 森 山 高 根